

○農業経営維持支援緊急保証事業実施要綱（平成21年5月29日付け21経営第995号農林水産事務次官依命通知）の一部改正・新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後（新）	現 行（旧）
<p>第4 資金に係る管理計画の作成等</p> <p>1 事業実施主体は、毎年度、別記様式第1号により、資金の運用管理及び本事業に関する管理計画を定め、当該年度開始前に地方農政局長（北海道農業信用基金協会にあっては経営局長、沖縄県農業信用基金協会にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長」という。）に<u>提出しなければならない。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 事業実施主体は、1の管理計画を変更しようとする場合には、別記様式第3号による管理<u>変更計画書</u>を地方農政局長に<u>提出しなければならない。</u></p> <p>4・5 （略）</p> <p>別記様式 第1号（第4の1関係）</p> <p>（中略）</p> <p>農業経営維持支援緊急保証事業実施要綱第4の1の規定に基づき、下記のとおり<u>提出</u>する。</p> <p>（中略）</p> <p>4 添付書類 （略）</p> <p>（注1）添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、<u>提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。</u></p> <p>（注2）添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。</p>	<p>第4 資金に係る管理計画の作成等</p> <p>1 事業実施主体は、毎年度、別記様式第1号により、資金の運用管理及び本事業に関する管理計画を定め、当該年度開始前に地方農政局長（北海道農業信用基金協会にあっては経営局長、沖縄県農業信用基金協会にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長」という。）に<u>提出して承認を受けなければならない。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 事業実施主体は、1の管理計画を変更しようとする場合には、別記様式第3号による管理計画<u>変更承認申請書</u>を地方農政局長に<u>提出し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>4・5 （略）</p> <p>別記様式 第1号（第4の1関係）</p> <p>（中略）</p> <p>農業経営維持支援緊急保証事業実施要綱第4の1の規定に基づき、下記のとおり<u>承認を申請</u>する。</p> <p>（中略）</p> <p>4 添付書類 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

別記様式 第2号 (第4の2関係)

(中略)

4 添付書類
(略)

(注1) 添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(注2) 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式 第3号 (第4の3関係)

年度 農業経営維持支援緊急保証事業資金管理変更計画書

(中略)

年 月 日付け 第 号で提出した上記の管理計画について、下記のとおり変更したいので、農業経営維持支援緊急保証事業実施要綱第4の3の規定に基づき提出する。

(以下略)

別記様式 第2号 (第4の2関係)

(中略)

4 添付書類
(略)

(新設)

(新設)

別記様式 第3号 (第4の3関係)

年度 農業経営維持支援緊急保証事業資金管理計画変更承認申請書

(中略)

年 月 日付け 第 号で承認の通知があった上記の管理計画について、下記のとおり変更したいので、農業経営維持支援緊急保証事業実施要綱第4の3の規定に基づき承認を申請する。

(以下略)

附 則 (令和4年4月1日3経営第3147号)
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。